

II

参考

1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第4期＝平成29年度～平成33年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

平成29年4月

基本目標 I

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
1-2	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	難病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
- 9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 10-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上を図ること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
- 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策大目標5	安定した労使関係等の形成を促進すること
5-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標6	個別労働紛争の解決の促進を図ること
6-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策大目標7	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
7-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
3-2	非正規雇用労働者（有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

施策大目標2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
--------	---

- 2-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
- 2-2 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること

施策大目標3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
--------	--

- 3-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること

施策大目標4	母子保健衛生対策の充実を図ること
--------	------------------

- 4-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標5	ひとり親家庭の自立を図ること
--------	----------------

- 5-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
--------	---

- 1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策大目標2	福祉・介護人材の養成確保を進めるとともに、福祉サービスの基盤整備を図ること
--------	---------------------------------------

- 2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を図ること

施策大目標3	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
--------	---------------------------------

- 3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
- 3-2 戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
--------	--

- 1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
--------	------------------------------

- 1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること
- 1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）
--------	----------------------------------

基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
1-1	医療と介護の連携（基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照）
1-2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
1-3	総合的な認知症施策を推進すること
1-4	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標ⅩⅠ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
2-1	医療の国際展開を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標1-1及び8-1を参照）
2-2	感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
2-3	外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

基本目標ⅩⅢ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1-1	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること
施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）
2-1	医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）

基本目標ⅩⅣ 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標1	業務運営の適正化を図ること
1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2 平成28年度に成立した主な法律等

法律名：特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成28年5月20日	施行年月日：平成28年8月1日（2.（1）①、（3）は平成28年5月20日）
法律番号：46	主管部局：健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
<p>1. 趣旨 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者の当該給付金の額を定める等の措置を講ずること。</p> <p>2. 概要 (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を5年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。 ① 平成34年1月12日 ② 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成34年1月12日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日 (2) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額にかかるとの区分の新設 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設すること。 ① B型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症したとき又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者 900万円 ② B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変になり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、現に当該肝硬変に患している者又は現に当該肝硬変に患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの 600万円 ③ B型肝炎ウイルスに起因して軽度の肝硬変になり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、②に掲げる者以外のもの 300万円 (3) 長期借入金の借入れ可能期間の延長 社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長すること。</p>	

法律名：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	
公布年月日：平成28年5月20日	施行年月日：平成28年8月20日
法律番号：47	主管部局：職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室 職業安定局首席職業指導官室 職業安定局需給調整事業課
<p>1. 趣旨 平成27年12月に閣議決定した「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うもの。</p> <p>2. 概要 (1) 職業安定法の改正 ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制（職業紹介責任者の選任等）や国の監督（事業停止命令等）の廃止。 ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。 ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。 (2) 雇用対策法の改正 ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。 ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。 ※国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。 ※国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。</p>	

法律名：児童福祉法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成28年6月3日	施行年月日：平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）
法律番号：63	主管部局：子ども家庭局総務課 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 子ども家庭局家庭福祉課 子ども家庭局母子保健課
<p>1. 趣旨 全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>1. 児童福祉法の理念の明確化等</p> <p>(1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。</p> <p>(2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。</p> <p>(3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。</p> <p>(4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。</p> <p>2. 児童虐待の発生予防</p> <p>(1) 市町村は、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。</p> <p>(2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。</p> <p>3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応</p> <p>(1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。</p> <p>(3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。</p> <p>(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>(5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。</p> <p>4. 被虐待児童への自立支援</p> <p>(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。</p> <p>(2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。</p> <p>(3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。</p> <p>(4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。</p> <p>（検討規定等）</p> <p>○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。</p> <p>○施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。</p> <p>○施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。</p>	

法律名：確定拠出年金法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成28年6月3日	施行年月日：平成29年1月1日、(1) ③は平成30年1月1日、(4)の一部は平成28年7月1日、(1) ①②、(2) ②、(3)は公布の日から2年以内で政令で定める日
法律番号：66	主管部局：年金局企業年金・個人年金課
<p>1. 趣旨 企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金（iDeCo）の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金</p> <p>(1) 企業年金の普及・拡大</p> <p>① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。</p> <p>② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DC（iDeCo）に加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DC（iDeCo）への小規模事業主掛金納付制度』を創設。</p> <p>③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。</p> <p>(2) ライフコースの多様化への対応</p> <p>① 個人型DC（iDeCo）について、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。</p> <p>② DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。</p> <p>(3) DCの運用の改善</p> <p>① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。</p> <p>② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。</p> <p>(4) その他</p> <p>・企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。</p>	

法律名：公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成28年11月24日	施行年月日：公布日（平成28年11月24日）、(1) は平成29年8月1日
法律番号：84	主管部局：年金局年金課
<p>1. 趣旨</p> <p>年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）を改正し、施行期日等を改める。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、消費税10%引上げ時（※）から、平成29年8月1日に改める。（同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる） ※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日 <p>(2) その他所要の規定整備</p>	

法律名：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	
公布年月日：平成28年11月28日	施行年月日：平成29年11月1日（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 ただし、外国人技能実習機構の設立規程については、公布の日）
法律番号：89	主管部局：人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）（法務省と共管）
<p>1. 趣旨</p> <p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 技能実習制度の適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。 ② 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。 ③ 実習実施者について、届出制とする。 ④ 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。 ⑤ 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。 ⑥ 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。 ⑦ 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、 <ul style="list-style-type: none"> ・②の技能実習計画の認定 ・②の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査 ・③の実習実施者の届出の受理 ・④の監理団体の許可に関する調査 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。 <p>(2) 技能実習制度の拡充</p> <p>優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。</p>	

法律名：がん対策基本法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成28年12月16日	施行年月日：平成28年12月16日
法律番号：107	主管部局：健康局がん・疾病対策課
<p>1. 趣旨</p> <p>がん対策の一層の推進を図るため、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにすること等を基本理念に明記するとともに、事業主の責務について定めるほか、がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定及びがんに関する教育の推進に係る規定の新設等基本的施策の拡充を図る等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>〈1〉目的規定の改正</p> <p>目的規定に「がん対策において、がん患者（がん患者であった者を含む。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっている」旨を追加。</p> <p>〈2〉基本理念の追加</p> <p>(1) がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。</p> <p>(2) それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。</p> <p>(3) 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。</p> <p>(4) 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。</p> <p>(5) がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること。</p> <p>〈3〉医療保険者及び国民の責務の改正</p> <p>(1) 医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力。</p> <p>(2) 国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力。</p> <p>〈4〉事業主の責務の新設</p> <p>事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力。</p> <p>〈5〉がん対策基本計画等の見直し期間の改正</p> <p>がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に改正。</p> <p>〈6〉基本的施策の拡充</p> <p>(1) がんの予防の推進</p> <p>① がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及。</p> <p>② 性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及。</p> <p>(2) がんの早期発見の推進</p> <p>① がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記。</p> <p>② がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力。</p> <p>(3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成</p> <p>(4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正</p> <p>① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること。</p> <p>② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること。</p> <p>③ がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(5) がん登録等の取組の推進</p> <p>(6) 研究の推進等に係る規定の改正</p> <p>① がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加。</p> <p>② 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加。</p> <p>③ がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記。</p> <p>(7) がん患者の雇用の継続等</p> <p>(8) がん患者における学習と治療との両立</p> <p>(9) 民間団体の活動に対する支援</p> <p>(10) がんに関する教育の推進</p>	

法律名：公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成28年12月26日	施行年月日：公布日（平成28年12月26日）(1)は平成29年4月1日、(2)は平成31年4月1日、(3)①は平成30年4月1日、(3)②は平成33年4月1日、(4)は平成29年10月1日（一部平成29年3月1日）(5)平成28年12月27日
法律番号：114	主管部局：年金局年金課 年金局総務課（資金運用担当） 年金局事業企画課
<p>1. 趣旨</p> <p>公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。） ※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。 <p>(2) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。 <p>(3) 年金額の改定ルールの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。 ① マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。 ② 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。 <p>(4) 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。 <p>(5) 日本年金機構の国庫納付規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。 	

法律名：雇用保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成29年3月31日	施行年月日：平成29年4月1日（〈4〉は公布の日、〈1〉（4）は平成29年8月1日、〈3〉（1）（2）は平成29年10月1日、〈1〉（5）（6）、〈5〉（1）②（2）（3）（4）は平成30年1月1日、〈5〉（1）①は公布の日から3年以内）
法律番号：14	主管部局：職業安定局雇用保険課 職業安定局需給調整事業課 雇用環境・均等局職業生活両立課
<p>1. 趣旨 就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の引下げ及び育児休業に係る制度の見直しを行うとともに、職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>〈1〉失業等給付の拡充（雇用保険法関係）</p> <p>(1) リーマンショック時に創設した暫定措置を終了する一方で、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施する。また、災害により離職した者の給付日数を原則60日（最大120日）延長できることとする。</p> <p>(2) 雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施する。</p> <p>(3) 倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。〔30～35歳未満：90日→120日 35～45歳未満：90日→150日〕</p> <p>(4) 基本手当等の算定に用いる賃金日額について、直近の賃金分布等を基に、上・下限額等の引上げを行う。</p> <p>(5) 専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大70%に引き上げる。〔最大60%→70%〕</p> <p>(6) 移転費の支給対象に、職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く。）等の紹介により就職する者を追加する。</p> <p>〈2〉失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時限的引下げ（雇用保険法、労働保険徴収法関係） 保険料率及び国庫負担率について、3年間（平成29～31年度）、時限的に引き下げる。 〔保険料率 0.8%→0.6% 国庫負担率（基本手当の場合）13.75%（本来負担すべき額（1/4）の55%）→2.5%（同10%）〕</p> <p>〈3〉育児休業に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法関係）</p> <p>(1) 原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長を可能にする。</p> <p>(2) 上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。</p> <p>〈4〉雇用保険二事業に係る生産性向上についての法制的対応（雇用保険法関係） 雇用保険二事業の理念として、「労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする」旨を明記する。</p> <p>〈5〉職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化（職業安定法関係）</p> <p>(1) ①ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象（※）に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。②職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。③ハローワークでも、職業紹介事業者に関する情報を提供する。〔※現行はハローワークにおける新卒者向け求人のみ〕</p> <p>(2) 求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定を整備する。</p> <p>(3) 募集情報等提供事業（※）について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針（大臣告示）で定めることとするとともに、指導監督の規定を整備する。〔※求人情報サイト、求人情報誌等〕</p> <p>(4) 求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける。</p>	

3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等		
昭和 13	近衛	木戸		13年 厚生省創設	12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法		
		平沼				廣瀬	
	阿部	小原・秋田		16年 太平洋戦争	16年 労働者年金保険法		
	米内	吉田					
	近衛	安井・金光 小泉（親）		20年 終戦	19年 厚生年金保険法		
	東條	廣瀬・相川					
	小磯	岡田		21年 日本国憲法公布	20年 引揚者対策 20年 旧労働組合法 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法		
	鈴木（貫）	松村					
	東久邇	芦田		22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム	22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法		
	幣原	河合・吉田					
	吉田	片山		片山・一松	米窪	25年 朝鮮戦争（特需ブーム）	24年 身体障害者福祉法 24年 新労働組合法 24年 緊急失業対策法 25年 精神衛生法 25年 新生活保護法 26年 結核予防法 26年 社会福祉事業法 26年 児童憲章 27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
	片山	片山・一松		米窪			
	芦田	竹田		加藤	27年 講和条約	29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ）	
吉田	吉田 林（譲）	吉田 増田 鈴木（正）					
30	鳩山	吉田	吉田	神武景気	32年 水道法		
		林（譲）	増田 鈴木（正）				
	石橋	黒川	保利	岩戸景気	33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法		
		橋本（龍伍）	吉武				
	岸	吉武	戸塚	35年 所得倍増計画	36年 児童扶養手当法		
		山縣	小坂				
	池田	草葉	千葉	39年 東京オリンピック いざなぎ景気	38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画		
		鳩山	鶴見			千葉	
	佐藤	川崎	西田	45年 高齢化率7%を越える	44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法		
		小林	倉石				
	40	佐藤	石橋	石田	46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	
			神田	松浦			
	40	佐藤	堀木	石田	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	
橋本（龍伍）			倉石				
40	佐藤	坂田	松野	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		渡邊（良）	石田				
40	佐藤	中山	福永	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		古井	大橋				
40	佐藤	西村	石田	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		小林（武）	大橋				
40	佐藤	神田	石田	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		鈴木（善）	小平				
40	佐藤	坊	山手	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		園田	早川				
40	佐藤	齊藤（昇）	小川	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		齊藤（昇）	原				
40	佐藤	内田	野原	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
		齊藤（昇）	原				

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
50	田中（角）	塩見 斉藤（邦）	塚原 田村	46年 第2次ベビーブーム 47年 札幌オリンピック 48年 福祉元年 48年 オイル・ショック	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高額療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法 52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策 54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法 56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施 57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）
			長谷川		
		福永 大久保			
		田中（正） 長谷川			
	三木	早川 浦野	50年 国際婦人年		
			福田	渡辺（美） 石田 藤井	
	大平	橋本（龍太郎）	藤井	54年 国際児童年	
			栗原		
		野呂 藤波			
	鈴木（善）	斉藤（邦）	藤尾	55年 ベビーホテル問題 55年 第二臨調（財政再建） 56年 国際障害者年 56年 日米貿易摩擦	
園田					
村山					
森下 初村					
中曽根	林（義）	大野	58年 国連・障害者の十年 東京集中		
		渡部（恒） 坂本			
	増岡	山口		円高	
	今井 斉藤（十）	林（道） 平井		地価高騰	
平成元	竹下	藤本 中村	63年 税制改革 01年 改元		
		小泉（純） 丹羽（兵）			
	宇野 海部	堀内 福島			
		戸井田 福島 津島		塚原	02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生
5	宮澤	山下 近藤	元年 合計特殊出生率が1.57となる 03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生 地価下落始まる		
		丹羽（雄） 村上			
	細川	大内 坂口			
羽田		鳩山（邦）	05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）		

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等	
10	村山（富）	井出	浜本	06年 高齢化率14%を超える	06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高齢雇用継続給付・育児休業給付創設）	
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）	
	橋本（龍太郎）	菅	永井	社会保障構造改革	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等） 09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改正） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等）	
		小泉（純）	岡野		アジア通貨危機	10年 介護保険法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）
				伊吹	10年 長野オリンピック	10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化）	
	森	丹羽（雄）	牧野	13年 厚生労働省発足	12年 日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効） 12年 年金制度改正（給付総額の伸びの調整等） 12年 医師法改正（臨床研修の必修化） 12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法 12年 児童虐待防止法 12年 児童手当法改正（義務教育就学前まで延長）	
		津島	吉川		13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策	
		坂口	坂口 坂口		14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助犬法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正） 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意	
	小泉（純）			15年 イラク戦争	15年 食品衛生法等改正（「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し） 15年 次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年 新障害者プラン 15年 労働基準法改正（解雇ルールを策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年 感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化）	

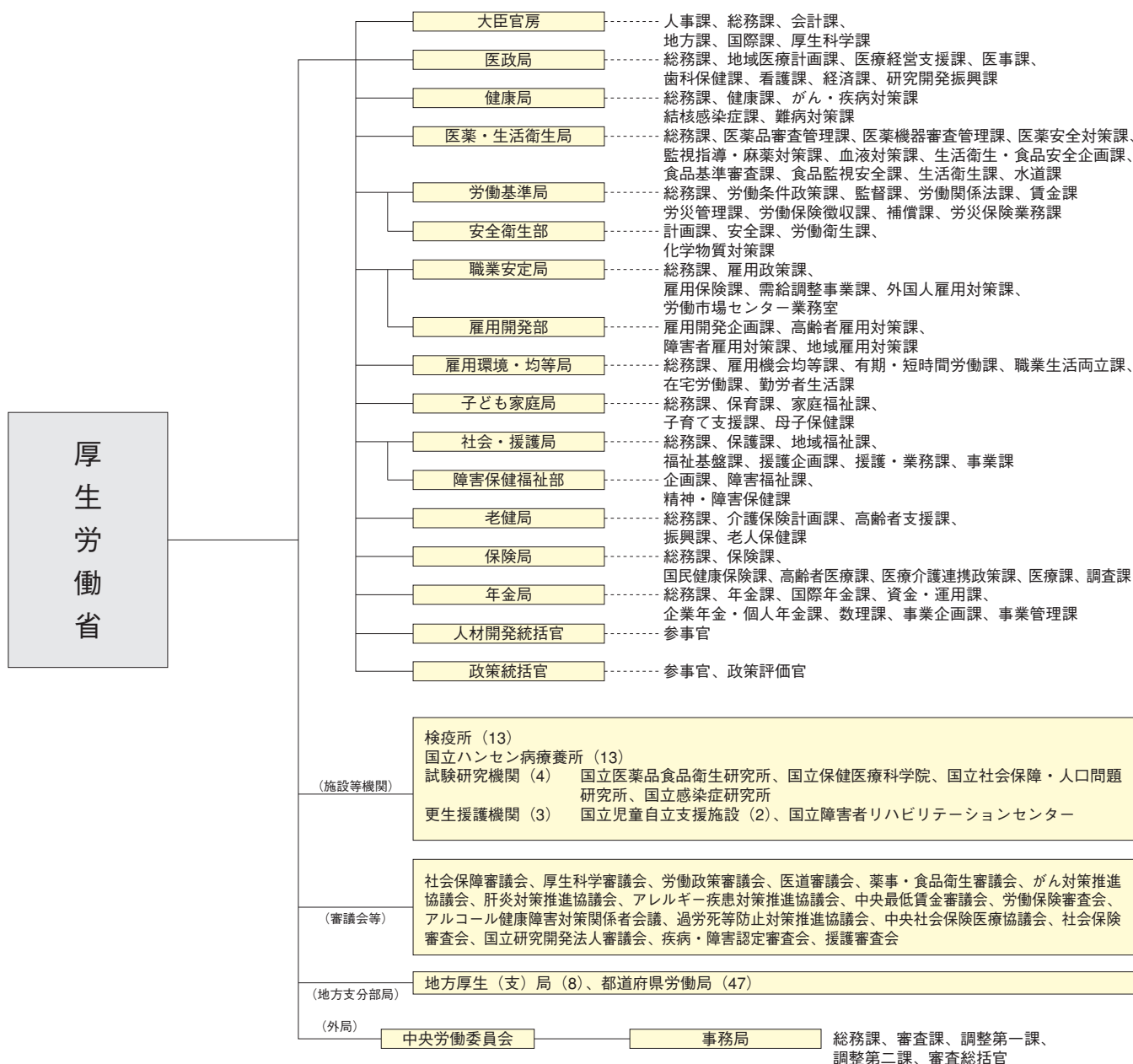
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
17		尾辻		<p>16年 第3次対がん10か年総合戦略</p> <p>16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効）</p> <p>16年 日米社会保障協定署名（平成17年10月1日発効）</p> <p>16年 特別障害給付金支給法</p> <p>16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱</p> <p>16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長）</p> <p>16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等）</p> <p>16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定</p> <p>16年 水道ビジョン</p> <p>16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等）</p> <p>17年 日ベルギー社会保障協定署名（平成19年1月1日発効）</p> <p>17年 日仏社会保障協定署名（平成19年6月1日発効）</p> <p>17年 食育基本法</p> <p>17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備）</p> <p>17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等）</p> <p>17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等）</p>
		川崎		<p>18年 石綿による健康被害の救済に関する法律</p> <p>18年 日加社会保障協定署名（平成20年3月1日発効）</p> <p>18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化）</p> <p>18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化）</p> <p>18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等）</p> <p>18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る）</p> <p>18年 健保法等改正</p> <p>18年 自殺対策基本法</p> <p>19年 日豪社会保障協定署名（平成21年1月1日発効）</p> <p>19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し）</p> <p>19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等）</p> <p>19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等）</p> <p>19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの）</p> <p>19年 日本年金機構法</p> <p>19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等）</p>
19	安倍	柳澤		<p>19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等）</p> <p>19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等）</p> <p>19年 労働契約法</p> <p>19年 自殺総合対策大綱</p> <p>20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効）</p> <p>20年 日チェコ社会保障協定署名（平成21年6月1日発効）</p> <p>20年 新雇用戦略</p> <p>20年 日スペイン社会保障協定署名（平成22年12月1日発効）</p> <p>20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等）</p>
		舛添		<p>21年 日イタリア社会保障協定署名</p> <p>21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意</p> <p>21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等）</p> <p>21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減）</p> <p>21年 遅延加算法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給）</p> <p>21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実施）</p> <p>21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等）</p>
20	福田			<p>21年 日アイルランド社会保障協定署名（平成22年12月1日発効）</p> <p>22年 子ども・子育てビジョンの策定</p> <p>22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等）</p>
				麻生
21				
22	鳩山	長妻		

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
23	菅	細川 (9月～)		<p>22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等）</p> <p>22年 日ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 日スイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律</p> <p>22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</p> <p>23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等）</p> <p>23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律</p> <p>23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <p>23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p> <p>23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）</p>
		野田	小宮山 (9月～)	<p>23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法</p> <p>24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等）</p> <p>24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度）</p> <p>24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律</p> <p>24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等）</p> <p>24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律</p> <p>24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律</p> <p>24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（支給資格期間の短縮等）</p> <p>24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p> <p>24年 高齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等）</p> <p>24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とする等）</p> <p>24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律</p> <p>24年 日インド社会保障協定署名（平成28年10月1日発効）</p>
25	安倍	三井 (10月～)		<p>25年 新水道ビジョン</p> <p>25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応）</p> <p>25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等）</p> <p>25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築）</p> <p>25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止）</p> <p>25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示）</p> <p>25年 日ハンガリー社会保障協定署名（平成26年1月1日発効）</p>
		田村 (12月～)		<p>26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等）</p> <p>26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等）</p> <p>26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名</p> <p>26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律</p> <p>26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律</p>
26		塩崎 (9月～)		

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
- 27				<p>27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律</p> <p>27年 女性の職業生活における活躍に関する法律</p> <p>27年 公認心理師法</p> <p>27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律</p> <p>27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）等を実施）</p> <p>27年 日フィリピン社会保障協定署名</p> <p>27年 雇用保険法等の一部を改正する法律</p> <p>27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律</p>
- 28				<p>28年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律</p> <p>28年 児童福祉法等の一部を改正する法律</p> <p>28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）</p> <p>28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮の早期実施）</p> <p>28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（管理監督体制の強化と技能実習生の保護等）</p> <p>28年 がん対策基本法の一部を改正する法律</p> <p>28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等）</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p>

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（平成29年7月11日現在）



5 主な厚生労働統計調査一覧

1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 人口動態・保健社会統計室	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	・出生、死亡、婚姻、離婚については市区町村に届け出られたもの及び外国における日本人に関して届け出られたもの ・死産については市区町村に届け出られたもの	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 年間推計 調査年の12月下旬 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
国民生活基礎調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (3年ごとの大規模年は、約28万世帯、72万人を、中間年は約6万世帯、14万人を抽出)	毎年 (直近の大規模調査は、平成28年実施)	集計後 速やかに公表
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、父母の家事・育児分担状況、子育ての悩みの相談先、食生活習慣、遊びの態様、けが・病気の状況等	全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて (全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年出生児については、第16回調査(16歳)からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者(平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年(第14回)調査をもって終了した)	毎年	集計後 速やかに公表
中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等	平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後 速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査) 政策統括官付 政策評価官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(生命保険、損害保険の掛金、税金等)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、病院の通・入院状況、治療費支払方法、介護・保育の利用状況	全国の世帯及び世帯員(約15,000世帯を抽出)	3年 (直近は平成26年実施)	集計後 速やかに公表
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査) 年金局 事業管理課調査室	本調査は、15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営や新たな年金制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、就学状況、公的年金加入状況、老後の生活設計、公的年金の周知度等	平成28年10月末現在における15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 (直近は平成28年実施)	集計後 速やかに公表
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計) 年金局 事業管理課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者6万人 (本人及び世帯の所得の状況については12万人)	3年 (直近は平成26年実施)	集計後 速やかに公表

2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年度	10月下旬 毎月(概数)
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在所者、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	9月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村(特別区を含む)の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	9月下旬
介護給付費等実態調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種別別の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	各都道府県国民健康保険団体連合会等において、審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書等	毎月	月報：調査月の翌々月 年度報：8月
介護事業経営概況調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は (平成28年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護事業経営実態調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は (平成26年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護従事者処遇状況等調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	給与等の状況、介護従事者の処遇状況、個別の従事者の勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給額 等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所	直近は平成27年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表

3 保健統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定医療(指定難病)・特定疾患関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 平成28年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 平成26年実施) 動態調査毎年 毎月	9月下旬 毎月(概数)
病院報告 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等 従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数	全国の病院及び療養病床を有する診療所	患者票 毎月 従事者票 毎年	毎月(概数) 9月下旬
医師・歯科医師・薬剤師調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 (直近は 平成28年実施)	12月中旬
患者調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種類、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (医療施設は病院約6,400、 一般診療所約5,900、 歯科診療所約1,300を抽出)	3年 (直近は 平成26年実施)	11月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 健康課	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員 (約5,700世帯約15,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) 医政局 経済課	医薬品、衛生材料、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売事務所及び製造所	毎月	月報：調査月の翌々月 年報：翌年中
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等 (一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院：抽出率 1/3 一般診療所： 〃 1/20 歯科診療所： 〃 1/50 保険薬局： 〃 1/25)	2年 (直近は 平成27年実施)	11月上旬

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 直近は (平成27年実施)	11月上旬
受療行動調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者 (約500施設)	3年 直近は (平成26年実施)	9月中旬
生活衛生関係営業経営実態調査 医業・生活衛生局 生活衛生課	生活衛生関係営業の経営の実態及び社会経済的諸条件について調査し、健全な経営に必要な将来展望を明らかにする業種別の経営指導指針を作成するための基礎資料を得る。	店舗の状況、経営状態、従業員、施設、設備、経営者意識に関する事項	調査時において行政需要を勘案して選定した業種の営業施設	毎年	調査時より おおむね1年後
食中毒統計調査 (業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品衛生対策の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等の所在地、名称、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・ 業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区(ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。)	毎年	集計後 速やかに公表

4 雇用統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類(平成25年10月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の 翌々月初め 確報 調査月の 翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査に同じ	全国調査に同じ	全国調査に同じ	速報 調査月の 翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未充足求人状況並びに入職者、離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 平成28年：パートタイム労働者総合実態調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	パートタイム労働者について、事業所における雇用管理の現状、労働者の働き方の実態や意識等を把握し、パートタイム労働法の改正前後の変化等を明らかにして、雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、職種・労働者の種類別労働者数、雇用管理の状況、正社員への転換制度、処遇の説明、パートが働きやすい職場作りの取組、改正パートタイム労働法施行後に講じた改善措置実施の有無及び実施内容、雇用管理の見直しの際に改正パートタイム労働法の「短時間労働者の待遇の原則」を考慮している点、正社員と職務が同じパートの雇用管理の状況、正社員と職務が同じで、かつ人事異動等の有無や範囲が同じパートの雇用管理の状況 (個人調査) 個人の属性、働いている理由、パートを選んだ理由、パートの就業の実態、労働条件等について、パートの仕事についての考え方	(事業所調査) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、常用労働者5人以上の事業所 (個人調査) 上記の事業所で就業しているパートタイム労働者	不定期	平成29年9月予定
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類（平成19年11月改定）による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月中旬、6月中旬、9月中旬、12月中旬
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月
②実態調査	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	(平成28年調査：労働組合活動等に関する実態調査) 労使関係についての認識に関する事項、労働組合役員に関する事項、労働組合財政に関する事項、労働組合活動に関する事項、正社員以外の労働者に関する事項、個別労働問題への取組に関する事項、労働組合の組織状況に関する事項、組合員数の変化に関する事項、企業施設の供与に関する事項、労働組合の組織拡大に関する事項、メンタルヘルスに関する事項、賃金・退職給付制度の改定に関する事項	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別参加人員、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は (平成26年実施)	調査年度の3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より「女性雇用管理基本調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	3月予定

5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経過年数別等に明らかにする。	きままって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	11月 (初任給) 2月 (全国及び都道府県別)
就労条件総合調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにする。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、定年制等に関する事項、賃金制度に関する事項等	16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業(ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上)	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者10人以上の事業所(ただし、常用労働者10~29人は製造業の特定8産業のみ) (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場	(事業所調査) 毎年 (総合工事業調査) 半年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所5月 ・常用労働者10人以上の事業所11月 (総合工事業調査) 5月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) 企業及び事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生教育に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項、熱中症予防対策に関する事項、有害業務の有無及び特種健康診断の実施状況に関する事項、GHSラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性等に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項	(事業所調査) 農業、林業(林業に限る。)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成28年実施)	9月
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、有害業務の作業環境等に関する事項、化学物質管理に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項等	(事業所調査) 鉱業、建設業、製造業、運輸業(道路貨物運送業に限る。)、サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業に限る。)に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される現場作業労働者 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料160万円以上又は工事請負金額1億9,000万円以上の工事現場	5年 直近は (平成26年実施)	9月
賃金事情等総合調査 中央労働委員会	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金改定状況、モデル所定内賃金等) ②退職金、年金及び定年制事情調査(退職金・年金制度の内容、支給の実態、モデル退職金等) ③労働時間、休日・休暇調査(年間所定労働時間、年間休日日数、所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇、特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等)	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了 次第

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査) 労働基準局 労働条件政策課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る(最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用)。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の事業所規模30人未満の事業所(最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加)	毎年	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表
大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査 (一般統計調査) 職業安定局 若年者雇用対策室	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62校(うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校))短期大学(20校)、高等専門学校(10校)、及び専修学校(20校)の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 (10月、12月、 2月、4月)	・10月調査 ・11月中旬 ・12月調査 ・01月中旬 ・2月調査 ・3月中旬 ・4月調査 ・5月中旬
労務費率調査 (一般統計調査) 労働基準局 労災補償部 労災管理課	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表
障害者雇用実態調査 (一般統計調査) 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	(事業所調査) 障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等 (個人調査) 上記事業所に雇用されている障害者個人の住居、生活状況、離職理由、職場における配慮の状況等	(事業所調査) 18大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 (個人調査) 上記の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者	5年 直近は (平成25年実施)	12月